

## 流山市権利擁護アドバイザー設置要綱（解説）

（趣旨）

第1条 この要綱は、流山市権利擁護アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「一次相談窓口」とは、本市が介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項に基づき設置する地域包括支援センター及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき設置する障害者相談支援事業委託事業所のことをいう。

（目的）

第3条 弁護士による助言及び指導により、一次相談窓口等の業務に係る課題解決を支援すること並びに成年後見制度における後見人等候補者について協議及び検討することを目的として、アドバイザーを設置する。

本条において一次相談窓口等とは前条に掲げる一次相談窓口に加え、市民及び支援者から相談が寄せられる、流山市成年後見推進センター及び流山市役所運営主管課を指す。

流山成年後見地域連携ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）において、一次相談窓口の業務において、法的専門職に迅速に相談し、業務遂行を補助する仕組みの構築が必要であるとの結論から本アドバイザーを設置するものである。

（助言及び指導の対象範囲）

第4条 相談の対象範囲は業務に関連ある事項で次に掲げるものとする。

- （1） 支援対象者に関する情報の整理
- （2） 支援方針の提案
- （3） 支援についての優先順位及び課題解決に必要な方法の提案
- （4） 支援に係る法的リスクの提示
- （5） 支援対象者の後見人等として望ましい職種等の提案

支援対象者については、本人や養護者による独力での解決が困難であり、身近な支援者にとって支援困難な要因が複合するケースを想定

している。

支援とは一次相談窓口等が携わるべき支援であって、支援の結果、適切な他制度に繋ぐ、または支援対象者の喫緊の課題が一次的に解決または緩和し、生命の危機及び本人の権利侵害の課題が解決する段階を到達目標とする。

本条各項について想定している事項は下記の通りである

- (1) 一次相談窓口等の相談及び質疑応答を通し、支援対象者の支援を行うにあたっての情報の重要度等の整理を行う。
- (2) (1)で整理した情報をもとに、当該支援者の支援として望ましい支援の到達目標の提案するもの。  
例) 後見制度の利用提案、後見制度以外の制度の利用提案
- (3) (2)で提案された到達目標を達成するための課題の整理及び課題の優先順位・課題解決に必要な支援方法の提案するもの。
- (4) (3)の支援にあたり、留意すべき法的リスクの提示をするもの。
- (5) 支援の到達目標として成年後見制度の利用が妥当とされる場合、もしくは流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム（以下「スキーム」という。）を利用した支援対象者の後見人として望ましい職種または個人の提案するもの。

(相談方法)

第5条 相談は、原則として電話または対面で行うこととする。その他受託者と相談者双方の情報共有が即時に可能である手段であれば上記のものに限らず使用できるものとする。

相談方法については、対面での相談を推奨するものであるが、委託者事務所等に訪問することが立地または時間等の要因により本来業務に支障をきたす場合、または、より迅速性が優先され対面では調整に時間を要する場合には電話での相談が可能であるものとする。

なお、電話に限らず、個人情報情報の漏洩の心配がなく、双方の情報共有が即時に可能な手段（zoom等）での相談も可能なものとする。

(相談手続き)

第6条 一次相談窓口等が弁護士に相談すべき事案を把握した段階で、直接受託者に対し相談を行うものとする。

2 前項の相談を行ったのち受託者は相談概要を文書にて市に提出するものとする。

3 相談を行った一次相談窓口等は相談内容及び回答事項について市と情報共有することとする。

4 一次相談窓口等は回答事項に基づき、必要に応じて支援についての役割分担等を目的とした会議を開催することとする。

1 一次相談窓口が受託者に相談すべきと判断した案件を把握した段階で直接受託者に対し電話等でアポイントメントを取り、相談を行う。または、上記アポイントメントの段階で相談が可能であった場合には即時相談を行う。

2 受託者は相談内容及び助言内容の要旨を市に提出する。要旨の提出をもって、相談実績の報告とする。

3 一次相談窓口はアドバイザリーを活用した旨及び相談内容、助言内容について口頭にて運営主管課に報告を行う。

なお、一次相談窓口は助言内容等について介護支援システムに記録を残すことを想定しており、報告を受けた主管課においても相談記録として記録を残すため改めて文書を作成する必要はないと判断している。

4 アドバイザリーの助言を受けたものの活用ができていない案件が試行の段階で散見されたため、助言の効果を最大限に発揮することを目的として、支援者間での助言の内容の共有及び役割分担の会議を行うことを義務づけるものである。

ただし、法的リスクの確認のみを目的としたアドバイザリー等で役割分担の必要がない場合についてはこの限りではない。

なお、何らかの事情により支援が滞る場合または状況の変化により再度アドバイザリーの活用が必要な場合には再度アドバイザリーを活用できるものとする。

(秘密保持)

第7条 本委託業務の実施にあたっては、関係法令及び委託先における個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守し、正当な理由なく、その業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。